



# JFRL 情報宅配

**\* 農林水産省 \* (<http://www.maff.go.jp/>)**

**1. [第 15 回ファストフィッシュ商品の公募と、カテゴリー別ファストフィッシュの新設について]**

水産庁は、「魚の国のしあわせ」プロジェクトの一環としてファストフィッシュ商品を広く一般より公募します。

(1) ファストフィッシュの定義：手軽・気軽においしく水産物を食べること及びそれを可能にする商品や食べ方の中で、今後普及の可能性を有し、水産物の消費拡大に資すると考えられるもの。

(2) 商品の公募：商品全体のコンセプト「手軽・気軽においしく、水産物を食べること」に加え、ターゲットを明確にして、商品の「売り」や「特性」をより消費者にアピールするため、ファストフィッシュ商品とカテゴリー別ファストフィッシュの公募を行います。

14 回の公募(2012 年～)で延べ 3154 商品がファストフィッシュに登録されています。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kikaku/160704.html>

平成 28 年 7 月 4 日 水産庁 漁政部 企画課



**2. [食品表示法違反及び JAS 法違反に関わる指導件数等(平成 27 年度下半期)を公表しました]**

食品表示法違反及び JAS 法違反に係る指導件数等について

<http://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/shido.html>

平成 28 年 6 月 17 日 農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課

**\* 厚生労働省 \* (<http://www.mhlw.go.jp/>)**

**1. [「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について]**

平成 27 年度に国立医薬品食品衛生研究所において実施されました「ノロウイルスの不活化条件に関する調査」において、塩素系消毒剤やエタノール系消毒剤の中にはノロウイルスに対して不活化効果を期待できるものがあること等の知見が得られましたので、器具、容器等に塩素系消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等)やエタノール系消毒剤を使用する際の留意点、有機物存在下で不活化効果を示した亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム等を十分な洗浄が困難な器具に使用する際の留意点を追加し、本マニュアルの一部を別添のとおり改正することとしました。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzanbu/0000130495.pdf>

平成 28 年 7 月 1 日 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部

**2. [「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(亜塩素酸ナトリウムの規格基準の改正)に係る御意見の募集について]**

改正の概要(命令等の案)：食品添加物亜塩素酸ナトリウムについて、新たに食肉及び食肉製品に使用できるように、使用基準を改正する。なお、食肉及び食肉製品に対する当該添加物の使用量は、亜塩素酸ナトリウムとして、浸漬液又は噴霧液 1kgにつき 0.50～1.20gとし、かつ、使用方法は、浸漬液又は噴霧液を pH2.3～2.9 とし、使用時間を 30 秒以内としなければならないこととする。

募集要項など詳細はHP参照。意見・情報受付締切日：8 月 2

日。 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160125&Mode=0>

平成 28 年 7 月 4 日 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 基準審査課

**3. [輸入食品に対する検査命令の実施]**

チリ産キウイ、その加工品(簡易な加工に限る。)…………… フェンヘキサミド

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000129248.html>

輸入食品監視業務 [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/yunyu\\_kanshi/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/)

平成 28 年 7 月 1 日 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 監視安全課

**\* 消費者庁 \* (<http://www.caa.go.jp>)**

**1. [第6回 機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会]**

第6回検討会 議題：栄養成分の取扱いについて

具体的な論点は次の通り、栄養成分を機能性表示食品制度の対象とする意義、安全性の確保(仮に栄養成分を対象とする場合)、機能性の表示、食品表示制度としての国の関与。

(7月19日現在 議事録未収載)

平成28年6月30日 消費者庁 食品表示企画課

第7回検討会：8月4日10時 開催

検討会トップ：[http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/other/kinousei\\_kentoukai.html](http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/kinousei_kentoukai.html)

**2. [「機能性表示食品」制度における機能性に関する科学的根拠の検証一届け出られた研究レビューの質に関する検証事業報告書]**

[http://www.caa.go.jp/foods/pdf/food\\_with\\_function\\_report\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/food_with_function_report_0001.pdf)

平成28年7月7日 消費者庁 食品表示企画課

**\* 環境省 \* (<http://www.env.go.jp/>)**

**1. [「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND2016-(案)」に関する意見募集(パブリックコメント)の結果について]**

「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND2016-(案)」について、意見募集(パブリックコメント、平成28年3月31日~5月2日)の結果が取りまとめられましたので、その結果をお知らせするとともに、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応-EXTEND2016-」を公表いたします。化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 -EXTEND2016-

(PDF)：<http://www.env.go.jp/press/files/jp/103335.pdf>

<http://www.env.go.jp/press/102679.html>

平成28年6月24日 環境省 総合環境政策局 環境保健部 環境安全課、環境保健企画管理課

**\* 第160号のトピックス \***

**[食品素材を化粧品に使用したい場合の注意点について]**

食品に使われている素材を化粧品にも使えないかと思われたことはないでしょうか？化粧品の製造においては、化粧品基準<sup>\*1</sup>を遵守することが第一になります。そして、全ての配合成分を容器や外箱に表示しなければなりません。



例えば日本酒などの「特定の食品素材を化粧品原料に使用したい」場合、化粧品基準等に照らし合わせてその素材または最終製品の安全性を評価し、さらに「日本酒」という原料名称の登録が必要となります。また、「日本酒」に由来するコウジ酸などの特定の成分又は原料については、日本化粧品工業連合会ホームページから参照できる化粧品原料リストに掲載されているかを確認し、登録があればその表示名称を使用することになります。

もし、使用履歴のない新規原料である場合は、PCPC<sup>\*2</sup>発行のINCI<sup>\*3</sup>登録が必要であり、登録されたINCI名と共に日本化粧品工業連合会<sup>\*4</sup>に日本語表示を申請し、登録された表示名称を使用しなければいけません。

なお、既にINCIや化粧品原料リストに登録されていたとしても、その名称は命名ルールに従っているだけであり、安全性は担保されていません。化粧品に配合できる成分は自由ですが、現行法においてその安全性は企業責任で担保することが必須となります。

弊センターでは配合にあわせて、または化粧品のアイテムごとに、代表的な配合例から試験提案をさせていただきます。

お気軽にお問合せください。 <http://www.jfri.or.jp/item/cosmetics/cosmetics1.html>

\*1 化粧品基準(平成12年9月29日厚生省告示第331号)：

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/keshouhin-standard.pdf>

\*2 PCPC：化粧品の業界団体(Personal Care Products Council) <http://www.personalcarecouncil.org/>

\*3 INCI：化粧品原料の国際命名法(International Nomenclature of Cosmetic Ingredients)

\*4 日本化粧品工業連合会：<http://www.jcia.org/n/>

配信元：一般財団法人日本食品分析センター (<http://www.jfri.or.jp>)

内容に関するお問合せは、お客様サービス部 業務推進課までファクシミリでお願い致します。

業務推進課 Fax No. 03-3469-7268 まで